

## 第3章

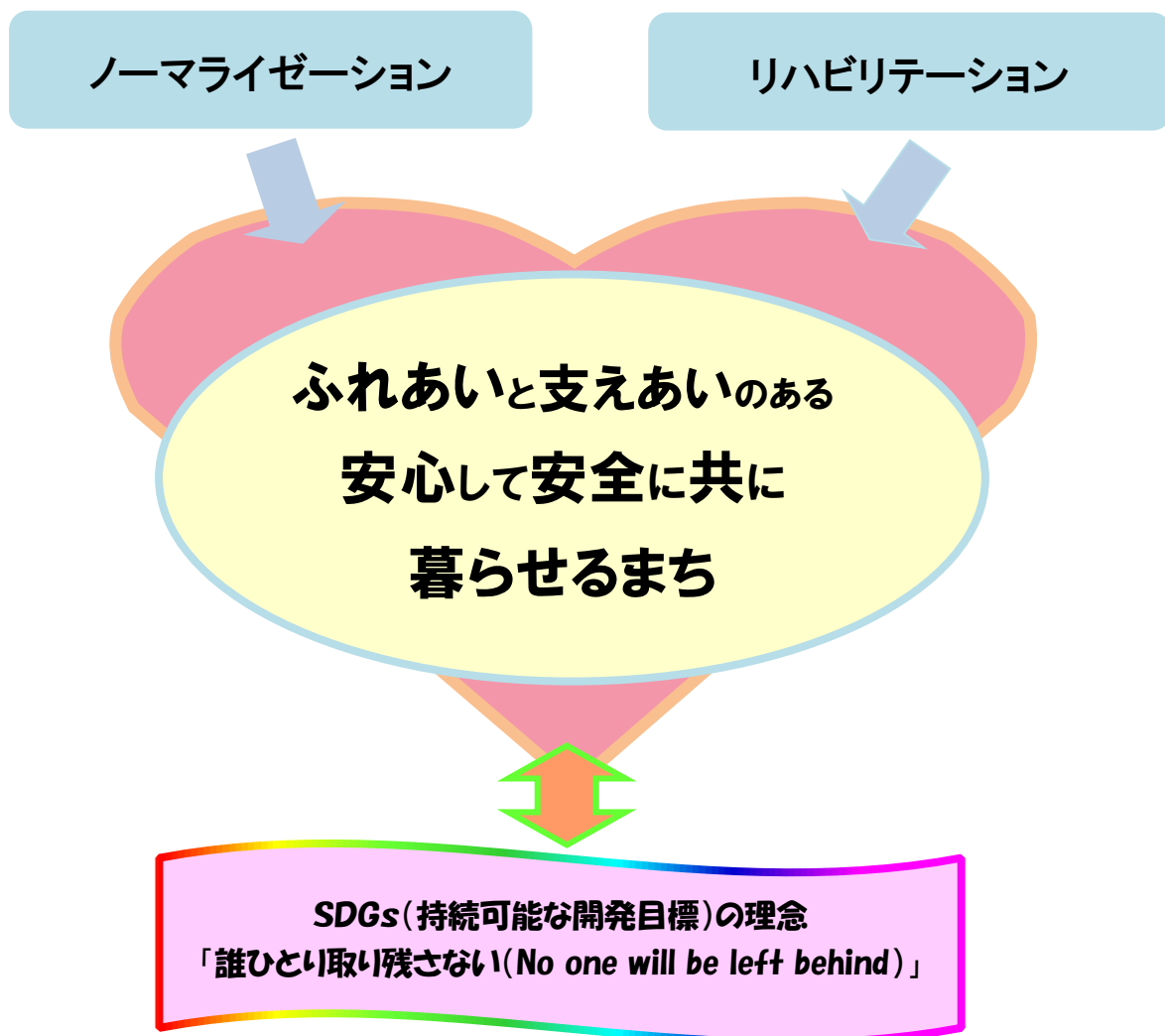
# 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 重点課題

# 1 計画の基本理念

だれもが分け隔てなく、地域社会の一員として平等に権利と義務を有する同じ人間です。この計画は、どのような障がいを持つ人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、日々の生活リズムや教育、就職、結婚、子育て、文化芸術など、ごく普通の生活が保障される社会を作っていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がいがあってもライフステージのすべての段階において、社会的・経済的及び文化的に普通の生活を営むことのできる状態を保障し、障がい者の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念に基づいたものとします。

主要事業に掲げる取組内容を基に、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標(SDGs)を達成していくと共に、障がい者の自立を支援し、すべての人が鳩山町でともに安心して安全に暮らせるよう、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等の提供や、当事者をはじめとする住民が主体的に地域づくりに取り組めるような包括的な支援体制の構築を図ります。併せて、障害福祉サービス等の提供を担う人材確保に向けて関係機関との連携を強化し、地域共生社会の実現に向け、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援を図り、『ふれあいと支えあいのある安心して安全に共に暮らせるまち』を目指します。



## 2 計画の基本目標

---

『ふれあいと支えあいのある安心して安全に共に暮らせるまち』を実現するために、引き続き、次の4つの基本目標を持続可能な開発目標(SDGs)に沿って施策に取り組んでいきます。

### 基本目標1 啓発交流の促進と意思決定の推進

- 障がいのある・なしにかかわらず住民一人ひとりがお互いを理解し、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、円滑な情報取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上や、本人の意思決定を支援するための環境整備を推進します。
- 障がいのある方が、主体的に暮らし続けられるよう、個々のニーズに応じた障害福祉サービスの向上を図ります。
- 障害者差別解消法を浸透させ、障がい者への虐待の防止及び障がい者の権利侵害の防止を図るため広報・啓発活動を推進します。自己決定と意思疎通支援のもとに安心して安全に共に暮らせるように、権利擁護の推進に取り組み、成年後見制度などの周知と利用を計画的に促進します。
- 学校や地域において、障がい特性、障がいの状態や生活実態に応じた障がい者理解への啓発活動を推進するとともに、地域社会や施設における交流活動や学校における福祉教育、障がい児保育・障がい児教育の活動を推進します。

### 基本目標2 健康・生活支援サービスの充実

- 生涯にわたり健康で暮らし続けられるよう、日頃から町民に対する各種健康づくり事業を実施するとともに、障がいを早期に発見し、保健・医療・介護・教育が連携した重層的支援体制を活用した利用者本位のきめ細やかな支援を進めていきます。
- 自殺対策や依存症の対策と医療的ケア児の支援体制の整備を推進します。
- ノーマライゼーションの理念の浸透を図る中で、障がいのある方の一人ひとりが持つ能力や可能性を最大限に発揮できるよう、専門機関等の機能充実と地域が連携した子育て環境の整備を図ります。

### 基本目標3 可能性の拡大と社会参加の促進

- 障がいのある方が入所施設等から地域へ円滑に移行できるよう、障がい者等の生活を地域全体で支える包括的支援体制の実現を目指し、地域生活の拠点づくりや障害福祉サービス等の提供を担う人材育成・確保など、関係機関と連携して地域の社会資源を最大限に活用した体制の整備を図ります。
- 生涯にわたり文化芸術活動、学習、スポーツなど自分の志向性に合わせた活動に取り組めるよう、活動の場を確保し、障がい者が社会参加しやすい体制づくりを推進します。
- 障がいのある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労することも方法の一つとなります。そのため、一人ひとりの能力を生かすことのできる仕事に就けるよう就労支援関係機関、事業所、企業等と連携し、就労機会の拡充及び就労後も働き続けられる

よう支援体制の充実を図ります。また障がい者の就業への適応が不十分であった場合の受け入れ先を確保します。

#### **基本目標4 暮らしやすいまちづくりの推進**

- 障がいのある方が安心して生活を送り、積極的にまちに出て活動できる環境は、すべての町民にとって暮らしやすく活動しやすい環境であるという考えのもと、移動支援の充実、ヘルパーの確保や障がい者団体等との協働により利用しやすい施設の整備やバリアフリー化を推進します。
- 災害や犯罪などからの安全が確保されるよう、障がい者の緊急時の対応や災害時の避難所体制など、情報アクセシビリティを踏まえた障がい者の状況に配慮した安全な地域社会づくりを図ります。

### 3 重点課題

基本理念を推進していくために、条約の理念を尊重すると共に整合性を確保しつつ、国の指針を踏まえて、重点課題として以下の内容に取り組みます。アクセシビリティの向上、当事者本位の支援、複合的な問題に配慮したきめ細かい支援、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や地域生活支援拠点の整備などは、これから地域で自立した生活を送るために、重点的に取り組むべき課題です。また、自らの決定に基づきあらゆる社会活動に参加し、自らの能力を最大限に発揮できるよう支援するための課題や、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している障壁を除去するための課題を次のように考えます。

#### 重点課題1 地域共生社会の実現への取り組み

誰もが相互に人格や個性を尊重して支えあい、認め合って生活していけるよう、障がいを理由とした差別の解消、障がい者の自己決定と意思決定支援にかかる権利擁護や虐待防止について普及啓発と包括的な支援体制の構築を推進することが必要です。併せて、ノーマライゼーションの理念に沿った住民同士の交流に取り組む必要があります。

#### 重点課題2 重層的相談支援体制及び生活支援サービスの整備・充実

障がい者とその家族、支援事業者が気軽に相談できるよう、専門的な知識を有する職員を配置した相談窓口の設置、関係機関との連携した相談支援体制の強化を図ります。障がい者の自立と社会参加及び自己決定を促せるよう、障がい特性に応じた切れ目のない横断的で断らない重層的な相談支援および生活支援サービスを提供していく必要があります。また、相談を受ける職員の資質向上やサービス利用計画書の作成に係る指定特定相談支援事業所の新規開設及び育成等へ取り組む必要もあります。

#### 重点課題3 地域生活環境の整備・充実

障がい者が自ら選択できるように支援し自己決定に基づき選択した地域で安心して自立した生活が送れるよう、ヘルパーの支援や育成、移動支援、住居の確保等が必要であります。障がいの者の親なきあとの生活の場の検討・推進、緊急時の受け入れ先の検討、体験の場を推進します。特に知的障害や精神障害等により入所・入院している方の地域移行への体制を整備していく必要があります。また、近年、短時間記録的集中豪雨等により多くの被害をもたらしている災害についても、障がいに応じた情報保障や安全に避難できる仕組みづくりについて検討し取り組む必要があります。